

第1章 計画の基本方針

1 計画策定の趣旨

「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」を基本理念とし、平成18年3月に策定された「第4次見附市総合計画」は、平成23年3月に「後期基本計画」を策定し、基本構想における基本理念や都市の将来像の実現に向けて、9項目からなる「重点プロジェクト」を設定しました。

この重点プロジェクトに「スマートウェルネスみつけの推進」を位置付け、人々が健康で、かつ、生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を送れる状態を「健幸（けんこう）＝ウェルネス」と呼び、本施策をまちづくりの中核に据え、「歩く」ことを基本とし、健康に関心のある層だけでなく、市民誰もが参加し、生活習慣病予防や寝たきり予防を可能とする「日本一健康なまちづくり」を目指しています。さらに、本施策を推進するため、平成24年3月には「見附市健幸基本条例」「見附市歩こう条例」を制定し、市民一人ひとりの健幸の実現を目指す決意を表明し、歩くことを基本とするまちづくりへの本格的な取り組みをスタートさせました。また、平成24年12月には「見附市道の技術的基準を定める条例」を制定し、見附市が管理する道路については、「見附市歩こう条例」の理念に基づいて整備することを明確にしたところです。

「第4次見附市総合計画（後期基本計画）」および「見附市健幸基本条例」「見附市歩こう条例」に基づき、「健幸なまちづくり（＝スマートウェルネスみつけ）」を体系的に進めるため、本計画を策定します。

2 計画の背景

少子高齢化の進展（図1）により、高い水準で伸びを続ける医療費（表1）の抑制と社会活力の維持向上のため、健康寿命の延伸は今や国レベルでの緊急課題となっています。見附市では「日本一健康なまち」を目指し、平成11年度から「いきいき健康づくり事業」を開始。さらに、平成15年度には健康増進事業を体系的にまとめた「いきいき健康づくり計画」を策定し、いち早く健康施策に取り組んできました。特に平成14年度から実施している「健康運動教室」では、体力年齢の若返りと医療費の抑制効果が科学的に実証されました。しかし、健康運動教室の参加者数は2,000人の目標に対し、1,431人（平成25年12月末現在）にとどまり、その効果は限定的となっています。見附市が30代～70代を対象に平成22年度に筑波大学と共同で実施した「健康アルゴリズムに関する研究2011」^{※注1)}では、回答者733名のうち、運動習慣^{※注2)}のある市民は全体の約35%にとどまり、運動習慣の無い市民のうち、約7割が運動を実施する意思も無いことが判明（図2）。運動教室をはじめとした健康施策に興味を示さない市民に対しての効果的な動機付けは大きな課題です。

さらに、「健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区」^{※注3)}の取り組みとして平成23年度に実施した「SWC 総合特区住民調査2012」では、市民の1日の平均歩数は6,975歩（図3）で厚生労働省が推奨する8,000～10,000歩に達していないことがわかりました。

社会活力の維持向上と少子高齢・人口減少社会がもたらす様々な問題を克服するためには、市民の多数を占める健康に対して関心の薄い層を取り込むことが大きな課題であり、健康に関心のある層だけが参加するこれまでの健康施策からの脱却は急務です。近年の研

究から、自家用車の利用と糖尿病の発症には一定の関連がある（図 4）ことも明らかにされていますが、過度な自家用車依存は、温室効果ガスの排出や大気汚染などの原因にもなるなど、環境面からも自家用車の受け皿となる自転車や公共交通への転換も含めた「歩く」まちづくりの推進が必要であり、市民誰もが参加し、住んでいるだけで生活習慣病予防や寝たきり予防を可能とする社会技術^{※注4)}の確立が求められています。

※注1) 健康アルゴリズムに関する研究 2011

健康づくりへの関心の薄い層等に対し、健康づくりへの参加や継続を促進する方策を検討するために実施したアンケート調査。

※注2) 運動習慣のある市民

週5回以上、10分以上のウォーキング又は何らかの運動を実施している人。

※注3) 総合特区（地域活性化総合特区）

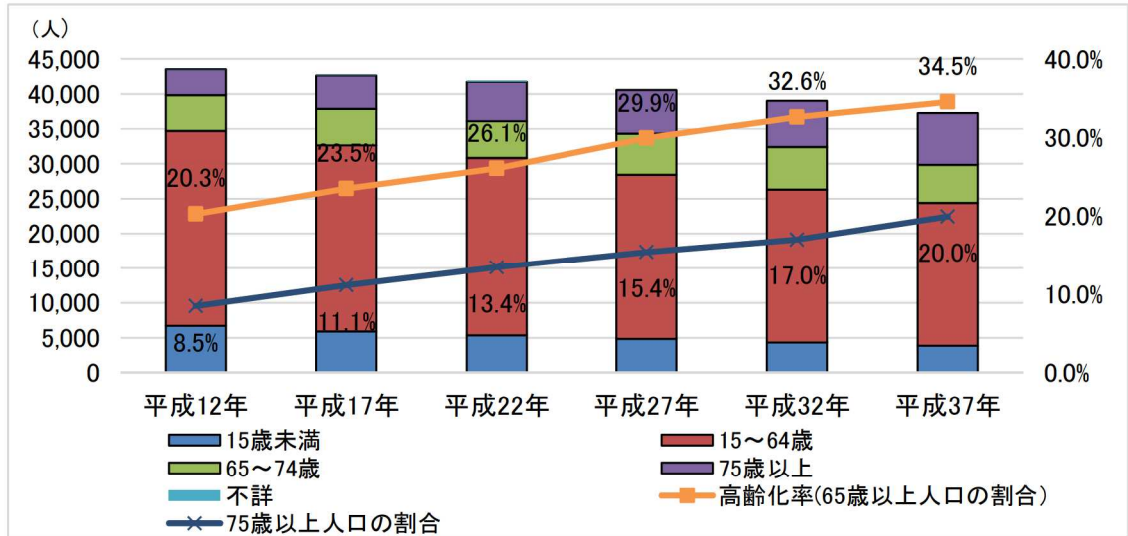
地域発の先駆的なチャレンジを国、自治体、企業が協働して実現していく制度。総合特区に指定されると規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援が受けられる。

見附市は全国の7市2団体（見附市、福島県伊達市、新潟県新潟市、三条市、岐阜県岐阜市、大阪府高石市、兵庫県豊岡市、筑波大学、(株)つくばウェルネスリサーチ）と共に国から平成23年12月に「健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区」に指定された。

※注4) 社会技術

社会問題を解決するための広い意味での技術。

図1 見附市の人口と高齢者の推移



（資料）平成22年までは国勢調査の実数。平成27年以降は国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）

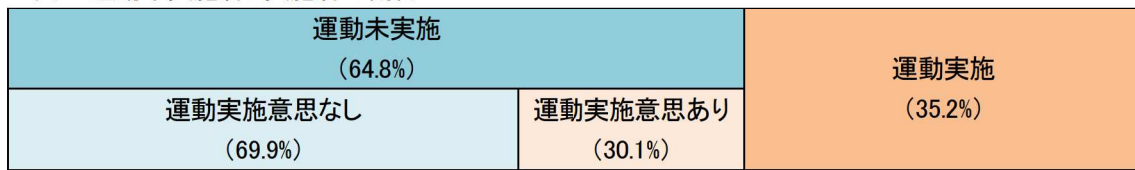
表1 一人当たりの医療費の推移

（単位：円）

種 別	区 分	H20	H21	H22	H23	H24
国民健康保険	見附市	287,804	297,799	297,132	317,925	313,615
	新潟県	292,593	299,501	309,204	318,130	321,492※
	全 国	281,761	289,885	299,333	308,669	311,899※
後期高齢者医療	見附市	636,409	716,109	740,592	731,554	733,779
	新潟県	646,817	721,583	733,880	741,816	737,413
	全 国	785,904	882,118	904,795	918,206	907,497※

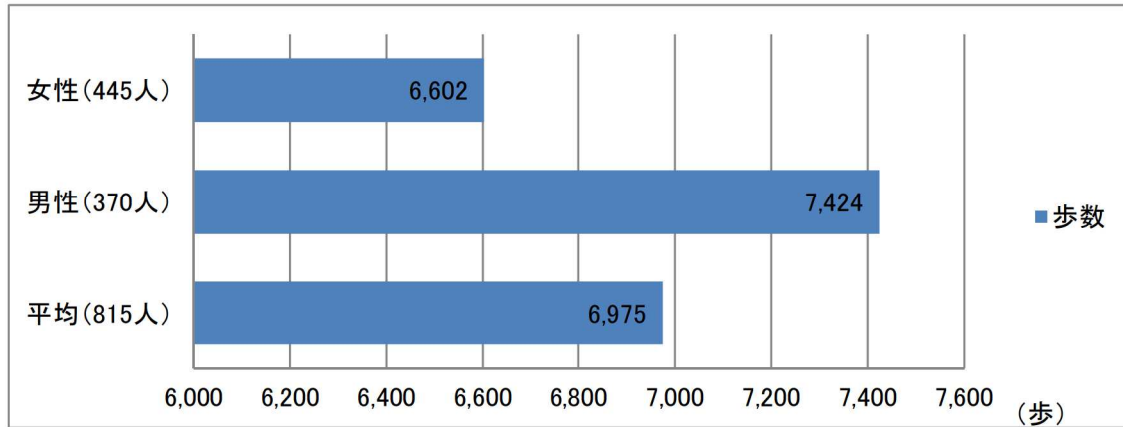
（資料）国保事業年報、後期高齢医療事業年報 ※国保中央会速報値

図2 運動未実施者と実施者の割合



(資料)見附市、筑波大学久野研究室「健康アルゴリズムに関する研究 2011」

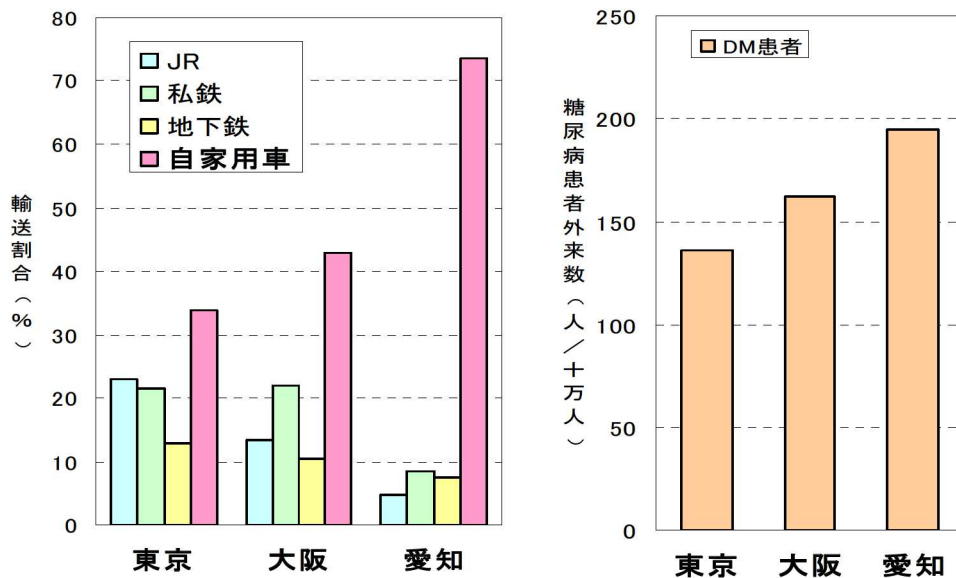
図3 一日の平均歩数



(資料)「SWC 総合特区住民調査 2012」

図4 東京・大阪・愛知における自家用車の利用と糖尿病患者数

生活習慣病の発症には地域の近隣環境因子も一定の影響がある



(資料) 為本浩至: 肥満と糖尿病, 8: 923, 2009 より引用

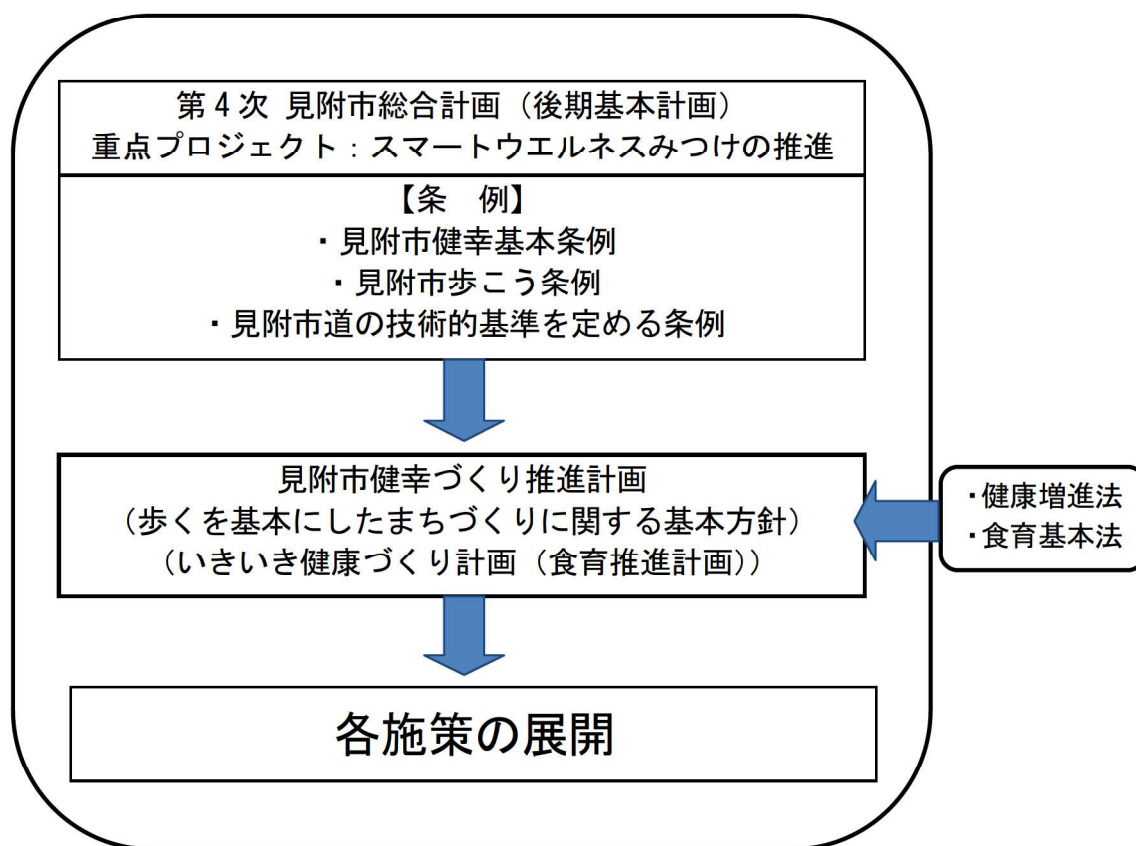
3 計画の位置付け

本計画は、平成23年3月に策定された「第4次見附市総合計画（後期基本計画）」において、基本構想における基本理念や都市の将来像の実現に向けて設定された9項目からなる「重点プロジェクト」のうち「スマートウェルネスみつけの推進」を具体化する計画であり、「見附市健幸基本条例」第8条に基づく市民の健幸づくりの推進に関する計画です。

また、「見附市歩こう条例」第7条に基づく「歩くを基本にしたまちづくりに関する基本方針」として位置付けます。

さらに、「健康増進法」第8条に基づく「市町村健康増進計画」および「食育基本法」第18条に基づく「市町村食育推進計画」として位置付けます。

見附市健幸づくり推進計画の位置付け



4 健幸なまちづくり（＝スマートウェルネスみつけ）の目指す姿

これまで進めてきた「食生活」「運動」「生きがい」「検診」の視点からなる「いきいき健康づくり事業」へのさらなる市民参加を呼びかけていくことに加え、国や研究機関などとの協力・連携を図るとともに、平成23年12月に全国7市等と共同で内閣総理大臣より指定を受けた「健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区」における取組みを通じ、市民が健やかで幸せにとの願いを込めた「健幸」という理念のもと、健康に対して関心がうすい市民でも自然と健康になれるハード整備や仕組みづくり、教育・交流活動などによる「自然と健康になれる社会技術」を開発し、運動習慣のある市民が6割を超えるまちを目指します。

《スマートウェルネスみつけの目指すまちのイメージ》



5 計画の期間

計画の期間は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とし、概ね 5 年後に計画の見直しを行う予定です。

なお、上位計画の改訂や社会情勢の変化など、必要に応じて見直しを行います。